

会 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人葛飾区シルバー人材センターの会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一会計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額2,000円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、別表に定める額とする。
- (3) ゴールド会員の会費は、年額1,000円とする。
- (4) 1号及び3号の会費については、経済的事情または病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会員は前条の会費を一括して、当該年度の前年度末までに納入するものとする。ただし、新規入会申し込み者は、入会申し込み時に納入し、新たに賛助会員及びゴールド会員になった者は、申し込みの日から1ヶ月以内に納入する。

- 2 納入期日までに会費が納入されない場合には、会員としての受益等が制限されることがある。
- 3 会員が年度の途中で退会するときは、既に納入した会費は返却しない。

(会費の使途)

第4条 会費は、管理部門（法人会計）に7割以上の額を充て、会員のために行う事業に残額を充てる。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則（平成23年1月31日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

別表

種 別	会 費 額
法 人 ・ 団 体	年 額 10,000円
個 人	年 額 2,000円